

日本ビクター寿会多摩支部会則

平成 25 年 4 月 1 日制定

第 1 条（名称および事務局）

本支部の名称は「日本ビクター寿会多摩支部」とし事務局は支部長宅に置く。

第 2 条（目的）

会員相互の親睦を深め日本ビクターに働いた仲間としての絆を維持する。

第 3 条（活動）

- (1) 会員相互の絆を結ぶ情報交流活動及び慶弔対応
- (2) 親睦のための集いの開催及びサークル活動
- (3) その他本会の目的達成に必要な活動

第 4 条（会員）

- (1) 多摩支部は平成 25 年 4 月 1 日現在、日本ビクター寿会多摩支部在籍の会員で構成する。
- (2) 日本ビクター寿会の会員が支部間移動を希望した場合は支部間で協議し決定する。
- (3) 入会及び脱会を希望する場合は本人の申出でにより支部長が承認する。

第 5 条（会計）

- (1) 年会費は徴収しないが、入会希望者からは入会金 10,000 円を徴収する。
- (2) 平成 25 年 4 月 1 日現在の支部資金及び総会の参加費等で支部活動を維持する。
- (3) 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月末とし収支状況を支部総会において報告する。

第 6 条（会員の特典）

全ての会員は下記の特典を受けることができる。

- (1) 長寿祝品（本人が年度内に喜寿、米寿、白寿に達する場合）
- (2) 金婚祝品（本人が結婚 50 周年を申出でた場合）
- (3) 弔意の品（本人及び配偶者死亡の場合）可能な場合は弔電または葬儀対応を含む
- (4) 寿会ニュース及び寿会関連情報の配布

第 7 条（支部総会及び役員）

- (1) 支部総会は支部の最高決議機関で原則年 1 回支部長の案内により開催する。
- (2) 支部総会では支部活動に関する議案を審議決定するが出席者の半数以上の賛成で可決する。
- (3) 支部総会で互選により決定した役員で支部運営の任にあたる支部役員会を構成する。
- (4) 支部役員会は支部長、会計のほか複数の役員で構成し任期を 1 年とするが再選もありうる。
- (5) 本部関連役員の選出が必要になった場合は支部役員会で決定し登録する。

第 8 条（付則）

- (1) 本会則に取り決めのない事項については支部役員会で審議する。
- (2) 総会ならびに諸活動の規約は必要に応じて別途定める。
- (3) 活動期間を 10 年と想定するが平成 30 年度以降毎年存続の可能性を見極める。
- (3) 本会則は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

以上